

新投資口予約権に係る株式等振替制度要綱

株式会社証券保管振替機構

項 目	内 容	備 考
<p>I. 総則</p> <p>1. 取扱対象</p>	<p>○ 新投資口予約権（振替法第2条第1項第17号の2に規定する新投資口予約権のうち、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が取扱いの対象とするもの（以下「振替新投資口予約権」という。）は、2. の同意を得ているもので、次に掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>① 有価証券市場を開設する金融商品取引所（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）に上場している又は上場する予定があること</p> <p>② ①の新投資口予約権以外の新投資口予約権であって、次に掲げるもの</p> <p>金融商品取引所に上場されていた新投資口予約権であり、かつ、取得条項付新投資口予約権（投信法第88条の9第1項に規定する取得条項付新投資口予約権をいう。）であって、新投資口予約権無償割当て（投信法第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当てをいう。）に際し、当該新投資口予約権の引受けを行う一又は二以上の金融商品取引業者が発行された当該新投資口予約権のうち行使されなかったもの全てを取得して自己又は第三者が当該新投資口予約権を行使することを内容とす</p>	<p>○ 投信法上、投資主に対して無償割当てを行う場合に限り、新投資口予約権の発行が認められている。</p> <p>○ 株式等振替制度においては、金融商品取引所に上場を行う新投資口予約権のみを取扱対象とし、非上場の新投資口予約権については取扱対象外とする。</p> <p>○ 新株予約権についても、無償割当ての方法によって発行される非上場の新株予約権は、株式等振替制度の取扱対象外としている。</p>

項 目	内 容	備 考
<p>2. 取扱同意</p> <p>3. 発行者の決定事項等の通知</p> <p>4. 機構加入者及び間接口座管理機関</p>	<p>る契約が発行者と当該金融商品取引業者との間で締結されているもの</p> <p>○ 機構は、新投資口予約権につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ、新投資口予約権の発行者から書面により、機構での取扱いに係る同意を得るものとする。</p> <p>○ 振替新投資口予約権の発行者は、次に掲げる事項について決定を行った場合又は次に掲げる事項が生じた場合には、機構に対し、機構が定めるところにより、その内容を通知しなければならない。</p> <p>① 振替新投資口予約権の全部行使</p> <p>② 取得条項付振替新投資口予約権の取得</p> <p>③ 自己新投資口予約権の消却</p> <p>④ 振替新投資口予約権の上場廃止</p> <p>⑤ その他機構が定める事項</p> <p>○ 株式等振替制度における機構加入者及び間接口座管理機関は、その直近上位機関から開設を受けた口座において、振替新投資口予約権の記載又は記録を受けることができる。</p>	<p>○ 「その他機構が定める事項」には、組織再編、届出事項の変更及び通知事項の訂正等がある。</p> <p>○ 株式等振替制度における機構加入者及び間接口座管理機関の口座の開設申請は、機構が株式等振替制度において取り扱う全ての種類の機構取扱対象株式等（振替新投資口予約権も含む。）についての記録を行う口座</p>

項目	内容	備考
<p>5. 加入者情報に関する取扱い</p> <p>6. 電磁的方法による通知又は請求等</p> <p>7. 加入者集会及び加入者保護信託</p> <p>8. 振替口座簿とその記録事項等</p>	<p>○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。</p> <p>○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。</p> <p>○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。</p> <p>○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。</p>	<p>の開設を目的として行っている。したがって、現行の株式等振替制度において口座の開設を受けている機構加入者及び間接口座管理機関は、振替新投資口予約権についての別途の口座開設の申請は不要である。</p> <p>○ 株式等の振替に関する業務規程（以下「株式等業務規程」という。）第31条から第33条まで参照。</p> <p>○ 株式等業務規程第34条及び第35条参照。</p> <p>○ 株式等業務規程第36条参照。</p> <p>○ 株式等業務規程第263条において読み替えて準用する第173条から第177条まで参照。</p>
<p>II. 新規記録手続</p> <p>・ 振替新投資口予約権の無償割当て</p>	<p>○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。</p>	<p>○ 株式等業務規程第269条から第270条の2まで参照。</p>

項 目	内 容	備 考
		<ul style="list-style-type: none"> ○ 振替新投資口予約権については、その他の理由による新規記録の手続きは存在しない。
III. 振替手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式等業務規程第 263 条において読み替えて準用する第 182 条から第 189 条まで参照。 ○ 振替新投資口予約権には、振替株式における登録質及び特別株主の申し出に相当する制度がない。
IV. 新投資口予約権行使	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式等業務規程第 265 条から第 268 条まで参照。 ○ 新投資口予約権の行使により振替投資口が交付される。
V. 信託財産名義の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式等業務規程第 263 条において読み替えて準用する第 230 条から第 233 条まで参照。
VI. 照合手続	<ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 株式等業務規程第 263 条において

項目	内容	備考
		読み替えて準用する第 234 条から第 236 条まで参照。
VII. 超過記載又は記録に係る義務の履行	○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。	○ 株式等業務規程第 262 条において読み替えて準用する第 141 条から第 143 条まで参照。
VIII. 総新投資口予約権者通知に係る手続	○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。	○ 株式等業務規程第 263 条において読み替えて準用する第 240 条から第 247 条まで参照。 ○ 振替新投資口予約権の発行者は、正当な理由があるときは、機構に対し、総新投資口予約権者通知請求をすることができる。正当な理由については、関係者の別途の検討による。
IX. 振替新投資口予約権の取扱廃止	○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。	○ 株式等業務規程第 9 条参照。
X. 振替新投資口予約権の総数等の公示	○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。	○ 株式等業務規程第 263 条において読み替えて準用する第 261 条参照。

項 目	内 容	備 考
XI. 加入者による振替口座簿の記録事項についての請求に係る手続	○ 現行の振替新株予約権における取扱いと同様。	○ 株式等業務規程第 287 条参照。

以上